

第21回独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨

農業分科会事務局

1. 日時：平成18年6月27日（火） 13：30～16：55

2. 場所：農林水産省飯野第4～6会議室

3. 出席者：井上眞理委員、手島忠委員、徳江陞委員、夏目智子委員、松本聡委員、向井文雄委員、安部新一臨時委員、清野英二臨時委員、岡智専門委員、菊池一郎専門委員、佐々木珠美専門委員、高橋芳幸専門委員、鱈場尊専門委員、土居則子専門委員、戸澤正彦専門委員、長尾美奈子専門委員、中嶋康博専門委員、長沼建一郎専門委員、馬場治専門委員、深見元弘専門委員、福田晋専門委員、淵野雄二郎専門委員、渡辺雅子専門委員

4. 議事

第1部

- (1) 役員給与規程等の一部改正について
- (2) 平成17年度業務実績の概要及び中期目標期間を終了した法人の中期目標期間の業務実績の概要について
- (3) 平成17年度の財務諸表について
- (4) 繰越積立金の処分について

第2部

- (1) 役員給与規程等の一部改正について
- (2) 独立行政法人評価基準等の見直しについて
- (3) 平成17年度業務実績の概要について
- (4) 水資源機構の平成17年度評価基準及び業務実績の概要について
- (5) 短期借入金の借換の報告について
農畜産業振興機構
農林漁業信用基金
- (6) 農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果の報告について
- (7) 中期目標期間終了時の見直しについて

5. 議事概要

第1部

- (1) 役員給与規程等の一部改正について

分科会事務局から資料に沿って説明があり、特段の意見はなく、分科会として「異議なし」として了承された。

(2)平成17年度業務実績の概要及び中期目標期間を終了した法人の中期目標期間の業務実績の概要について

各法人から資料に沿って説明があり、特段の意見はなかった。

今後、各PTにおいて評価作業を進めることとする旨了承された。

(3)平成17年度の財務諸表について

大臣官房文書課及び徳江委員から資料に沿って説明があり、特段の意見はなく、分科会として「異議なし」として了承された。

(4)繰越積立金の処分について

大臣官房文書課から資料に沿って説明が行われた。

質疑の状況は以下のとおり。

繰越積立金とする額の検証は実施していないが、各法人における監査法人の監査又は監事監査における指摘はなかったのか。

これに対して、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、家畜改良センター、農業・食品産業技術総合研究機構から監事監査において適正である旨のコメントを受けているとの説明があった。

分科会として「異議なし」とされ、今後、変更に必要な諮問・答申の手続きについては、分科会長に一任する旨了承された。

第2部

(1)役員給与規程等の一部改正について

分科会事務局から資料に沿って説明があり、特段の意見はなく、分科会として「異議なし」として了承された。

(2)独立行政法人評価基準等の見直しについて

渡辺専門委員及び清野臨時委員から資料に沿って説明があり、特段の意見はなく、分科会として了承することとなった。

(3)平成17年度業務実績の概要について

各法人から資料に沿って説明があり、以下のとおり意見が出された。

農林漁業信用基金の業務収支について、計画では2億7千9百万円の損失であった

ものが、実績は2億3百万円の利益となっており、差額が約5億円となっている理由は何故か。

これに対して、農林漁業信用基金から以下のとおり説明があった。

- ・ 農業信用保険業務は4億円近いマイナスであるが、林業信用保証業務の保証残高が減少し、引当金の計上が減少することにより、戻入額が大きくなったためであり、事業が伸びたことによるものではない。

今後、各PTにおいて評価作業を進めることとする旨了承された。

(4)水資源機構の平成17年度評価基準及び業務実績の概要について

農村振興局総務課及び水資源機構から資料に沿って説明があり、以下のとおり意見が出された。

取水制限が半年以上続いたところもあったようだが、農業用水にも多大な影響があったと考えられるが、その影響を最小限に留めるための措置はどのように講じられたのか。

これに対して、水資源機構から以下のとおり説明があった。

- ・ 最大取水制限率が愛知用水のように50%という地域があるが、渇水調整協議会を開催し、取水制限に理解をしていただくとともに、長良川河口堰に係る水利権量0.66tの未使用分を本来の供給地域以外に供給し、上流の負担を軽減したほか、配水において無駄な放流の無いよう、管理を綿密に行ったところである。

工事契約について、公益法人に対する業務発注について一層の透明性の確保を図るとされているが、公益法人以外への業務発注以外は競争入札であると思われるが、取扱はどのようになっているのか。

これに対して、水資源機構から以下のとおり説明があった。

- ・ 公益法人に対する業務発注だけではなく、総合的なコスト削減として取組を進めているところであり、その一つに技術提案付価格合意方式の採用もある。

入札は競争入札が原則であるが、価格だけで競争するのではなく入札参加者から技術提案を求め、技術に対する評価をし、技術、価格を総合的に判断して落札者を決定することとしている。

公益法人との契約についても、入札監視委員会での審議対象とすること、企画提案を踏まえ判断をするなど、従来の随意契約から見直しを図ったところ。

入札監視委員会のメンバー構成はどのようになっているか。

これに対して、水資源機構から以下のとおり説明があった。

- ・ 入札監視委員会のメンバーは3名の外部専門家から構成されており、年4回開催し、工事、役務の分野ごとに代表的な案件について審議していただいている。

入札監視委員会に諮る内容としては契約金額等で分類されているのか。

これに対して、水資源機構から以下のとおり説明があった。

- ・ 建設工事だけではなく、メンテナンス管理、役務等の分野があり、金額で一律に選定できないため分野ごとにランダムに抽出して、どのような入札が行われたか報告し、審議していただいている。

赤潮、アオコの発生について、資源が限られてしまうことになるが、その原因については調査等を実施しているのか。

これに対して、水資源機構から以下のとおり説明があった。

- ・ アオコの発生が確認されたダムを中心に定期的な水質のモニタリングを実施している。

ナノバブル、エアレーションなど、様々な対策により水質の改善に取り組んでいるところであり、この様な取組により各地で改善がみられた旨の報告があるが、リンなどの排出源を改善しなければ抜本的な解決にならないところであり、水質の改善は、引き続き課題であるとの認識をしている。

今後、本日の審議内容を踏まえPTにおいて案をまとめ、書面により諮問・答申の手続きを進めることとし、最終的な手続きについては、委員長に一任する旨了承された。

(5)短期借入金の借換の報告について

各法人から資料に沿って説明があり、以下のとおり意見が出された。

生系の借入については、既に事業が終了しているとのことであるが、今後も長期間借入をしていくこととなるのか。

これに対して、農畜産業振興機構から以下のとおり説明があった。

- ・ 国の機関としての差損であり、これに対して国から損失補填がなされており、平成

18年度も一般会計において43億円の損失補填交付金が計上されており、短期借入金の縮減に充当されている。

いつ頃までに借入金を償還することを予定しているのか。

これに対して、農畜産業振興機構から以下のとおり説明があった。

- ・ 当法人としては、短期借入であることから出来るだけ早い時期に償還したいと考えており、これからも財政当局と協議して参りたい。

農畜産業振興機構の入札で決定した利率はいくらであったのか。

これに対して、農畜産業振興機構から以下のとおり説明があった。

- ・ 砂糖勘定が0.176%、生糸勘定が0.20455%となっている。利率の差は、借入金総額が異なる事などによるものである。

(6) 農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果の報告について

農林漁業信用基金から資料に沿って説明があり、特段の意見はなかった。

(7) 中期目標期間終了時の見直しについて

大臣官房文書課及び経営局金融調整課から資料に沿って説明があり、以下のとおり意見が出された。

農業経営改善促進資金の説明資料において、経営規模を拡大することにより農業所得は大きくなるが、これと同時に経営費も大きくなっている。これでは、借入が積み重なっていくと誤解されるような気がするかどうか。

これに対して、金融調整課長から以下のとおり説明があった。

- ・ 農業所得の額については、経営費の支払い、償還分を控除した後の額となっており、経営が改善したということである。

何故、このタイミングで業務の概要説明があったのか。

これに対して、金融調整課長から以下のとおり説明があった。

- ・ 従来の中期目標終了時の見直しであれば、PTで検討の上、分科会で報告するとい

う手続になるところであるが、今回は行政改革推進法で融資等業務について18年度に見直しを実施することが規定されているところであり、政策金融類似業務を実施している独立行政法人についても政策金融と同じように政府全体として見直しを行うことを求められている。

通常の見直しと比べ、政府一環の見直しということもあり、先に業務の概要を説明させていただいた。

政・独委の指摘どおり、業務が複雑化している。機能別に組織が分かれて組み立てられていることにより非効率的な面もあるのではないかと。

また、利用者にとっても分かりづらいものになっているのではないかと。

さらに、国民の税金を使用する上で、費用対効果もチェックしづらいのではないかと考えられることから、制度設計を見直す時期に来ているのではないかと考えられる。この時点で根本的な見直しを実施する良い機会だと思う。先を見通し、国民の負託に応える見直しを実施していただきたい。

これに対して、金融調整課長から以下のとおり発言があった。

- ・ ご指摘の点について、肝に銘じて取り組まなければならないと感じているところ。スリム化したいという思いもある一方、それぞれの業務毎に出資者が異なることなどもある。PTの中でもご相談させていただいており、次回以降はどのような効果があるかなども総合的にお示ししていきたい。

今後、PTにおいて作業を進めることとする旨了承された。

(以上)